

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの導入について

令和 6 年 1 月
農林水産省

政策手法のグリーン化

- **みどりの食料システム戦略**においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに持続可能な食料・農林水産業を行う者へ施策を集中することとしている。
- 今後の基本法の見直し方向において、各種支援の実施に当たり環境負荷低減への配慮を要件化し、先進的な環境負荷低減への取組移行と、これを下支えする農地周りの面的な共同活動を促進。

みどりの食料システム戦略（令和3年5月）（抜粋）

3 本戦略の目指す姿と取組方向

(2) 政策手法のグリーン化

- ① パリ協定やポスト2020生物多様性枠組への貢献も踏まえつつ、**2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中**していくことを目指す。（以下略）

- ② **補助金の拡充、環境負荷軽減メニューの充実**、これらとセットでの**クロスコンプライアンス要件の充実**を図る。また、防除だけでなく「予防・予察」にも重点を置いた総合的病害虫管理等の推進により、政策のグリーン化を進めるとともに、その継続的实施を検証する仕組みを検討する。

※ **クロスコンプライアンス**とは、各種の補助事業において、環境負荷低減に関する要件等を設定すること。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向 （令和5年6月）（抜粋）

農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、**環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。**

その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、**みどりの食料システム法に基づいた取組促進を基本としつつ、**

- ① **最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮**していく。
- ② 更に**先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押し**するとともに、これらの取組を下支えする**農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進**する仕組みを検討する。

**「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容
(令和5年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部) (抜粋)**

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
II 政策の新たな展開方向 5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 農業者、食品事業者、消費者等の関係者の連携の下、生産から加工、流通・販売まで食料システムの各段階で環境への負荷の低減を図ることが重要であることを踏まえ、環境と調和のとれた食料システムの確立を図っていく旨を、基本法に位置付ける。 その際、農業及び食品産業における環境への負荷の低減に向けて、みどりの食料システム法に基づいた取組の促進を基本としつつ、 ① 最低限行うべき環境負荷低減の取組を明らかにし、各種支援の実施に当たっても、そのことが環境に負荷を与えることにならないように配慮していく。	5 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化 展開方向に記載されている施策について、以下のとおり具体化を進める。 (1) 最低限行うべき環境負荷低減の取組 農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する。 これにより、農林水産省の補助金等の交付を受ける場合には、環境負荷低減の取組の実践が必須となる。 具体的には、補助金等の交付を受けるためには、みどりの食料システム法の基本方針に示された「農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組※」について、 ① 取り組む内容を事業申請時にチェックシートで提出すること ② 実際に取り組んだ内容を事業実施後に報告することを義務化することとする。 上記の義務化については、令和9年度を目標に全ての事業を対象に本格実施することとするが、まず令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う。 ※①適正な施肥、②適正な防除、③エネルギーの節減、④悪臭及び害虫の発生防止、⑤廃棄物の発生抑制、循環利用・適正処分、⑥生物多様性への悪影響の防止、⑦環境関係法令の遵守等を各事業に合わせてチェックシートに反映。

食料・農業・農村政策の新たな展開方向(令和5年6月2日)	具体的な施策の内容
② 更に先進的な環境負荷低減への移行期の取組を重点的に後押しするとともに、これらの取組を下支えする農地周りの雑草抑制等の共同活動を通じて面的な取組を促進する仕組みを検討する。 ③ 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を講ずる。 ア) 環境負荷低減の取組の「見える化」の推進 イ) 脱炭素化の促進に向けたJ-クレジット等の活用 ウ) 食品事業者等の実需者との連携や消費者の理解の醸成	(2) 先進的な環境負荷低減の取組の支援 クロスコンプライアンスによる最低限の取組よりも更に進んだ営農活動に対して支援を行う仕組みとして、令和7年度より次期対策期間が始まる環境保全型農業直接支払交付金及び多面的機能支払交付金について、有機農業の取組面積の拡大や環境負荷低減に係る地域ぐるみの活動の推進といった観点から、新たな仕組みを導入することを検討する。 その上で、令和9年度を目標に、みどりの食料システム法に基づき環境負荷低減に取り組む農業者による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討する。 (3) 食料システム全体での環境負荷低減の取組推進 食料システム全体で環境負荷低減の取組を進めやすくなるよう、以下の施策を進める。 ① 環境負荷低減の「見える化」については、令和5年現在、23品目で実施中であるが、畜産などの更なる品目の拡大、温室効果ガスの削減のほかに生物多様性指標の追加、ラベル表示の本格運用を行う。 ② J-クレジットについては、牛消化管内発酵由来のメタンを削減する給飼方法など、農林水産分野で新たな方法論の策定及び取組を拡充する。また、農業者を取りまとめてクレジット化の手続や販売等を行う事業者の取組の推進を図る。 ③ 実需者との連携や消費者理解の醸成については、食料システムの各段階の関係者が参画する「あふの環プロジェクト」を通じて情報発信を行うとともに、有機農業については、地域で生産から消費まで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の拡大に加えて、産地と消費地を結ぶ取組を推進する。

食料・農業・農村基本法の改正の方向性について

- 食料・農業・農村基本法について、
「食料安全保障の抜本的な強化」、「環境と調和のとれた産業への転換」、「人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持」の観点から改正を行い、令和6年の通常国会への提出を目指す。

食料安全保障の抜本的な強化

- ① **食料安全保障を柱として位置付け**
 - ・国全体としての食料の確保(食料の安定供給)に加えて、国民一人一人が食料を入手できるようにすることを含むものへと再整理
- ② **食料安定供給の基本的考え方を堅持し、輸入の安定確保に関する新たな位置付け**
 - ・食料安全保障の確保については、過度な輸入依存の低減の観点から、輸入・備蓄とともに行う国内の農業生産の増大が基本
 - ・食料安定供給に当たっての生産基盤の重要性の視点を追加するとともに、輸入相手国の多角化や輸入相手国への投資の促進など、輸入の安定確保について新たに位置付け
- ③ **農産物の輸出に関する政策的意義について位置付け**
 - ・農産物の輸出について、国内生産基盤の維持の視点を追加するとともに、増大する海外需要に対応し、農業者や食品事業者の収益性の向上に資する輸出の促進が重要である旨を位置付け
- ④ **生産から消費までの関係者の連携促進（「食料システム」という新たな概念の位置付け）**
 - ・食料供給の持続性を高めるため、生産・加工・流通・小売から消費者を含む概念として食料システムを新たに位置付け（同時に、関係団体の役割や食品事業者のより主体的な役割の明確化等）
- ⑤ **適正な価格形成の促進と消費者の役割の明確化**
 - ・食料の価格形成において、農業者、食品事業者等の関係者の相互理解と連携の下に、農業生産等の合理的な費用や環境負荷低減のコストなど、食料の持続的な供給に要する合理的な費用が考慮された適正な価格形成を促す視点を、消費者の役割も含め明確化
- ⑥ **円滑な食品アクセスに関する新たな位置付け**
 - ・幹線物流やラストワンマイル等の課題がある中で、円滑な食品アクセスの確保に関する施策を新たに位置付け

※上記のほか、農業生産に不可欠な生産資材の安定確保、食品事業者に関する施策の助成など必要な見直しを行う。

等

環境と調和のとれた産業への転換

- 環境と調和のとれた食料システムの確立を柱として位置付け
- ・食料供給が環境に負荷を与えている側面にも着目し、多面的機能に加え、環境と調和のとれた食料システムの確立を位置付け
 - ・その上で、環境等の持続性に配慮した取組の促進などについて明確化 等

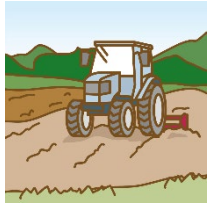
人口減少下における生産水準の維持・発展と地域コミュニティの維持

- ① **生産基盤の確保に向けた担い手の育成・確保とそれ以外の多様な農業人材の役割の明確化**
 - ・担い手の育成・確保を引き続き図りつつ、農地の確保に向けて、担い手とともに地域の農業生産活動を行う、担い手以外の多様な農業人材も位置付け
- ② **農業法人の経営基盤の強化を新たに位置付け**
 - ・農業者が急速に減少する中で、食料供給に重要な役割を果たす農業法人の経営基盤の強化も位置付け
- ③ **将来の農業生産の目指す方向性の明確化**
 - ・食料の安定供給を図るためにも、スマート農業の促進や新品種の開発などによる「生産性の向上」、知的財産の確保・活用などによる「付加価値の向上」、「環境負荷低減」といった将来の農業生産が目指す方向性を位置付け
 - ・特に、より少ない農業者で食料供給を確保しなければならない中で、サービス事業体の育成・確保を位置付け
- ④ **近年増大する食料・農業のリスクへの対応の明確化**
 - ・防災・減災や既存施設の老朽化への対応も視野に、農業水利施設等の基盤の整備に加え、保全等も位置付け
 - ・家畜伝染病・病害虫の発生予防・まん延防止の対応についても位置付け
- ⑤ **農村振興の政策の方向性の明確化**
 - ・農村との関わりを持つ者(農村関係人口)の増加や農村RMOの活動促進、多面的機能支払による「地域社会の維持」を位置付け
 - ・農泊の推進や6次産業化など地域資源を活用した産業の振興を位置付け
 - ・鳥獣害対策や農福連携などについて明確化 等4

環境負荷低減のクロスコンプライアンスのイメージ

- 今後、農林水産省の全ての事業において、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を要件化することにより、支援の実施により新たな環境負荷が生じないようにする。

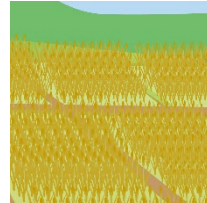
＜各種支援＞



機械導入



施設整備



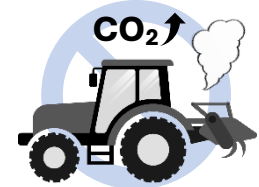
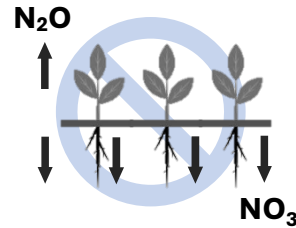
増産

各種支援に当たり、
環境負荷低減の最低限の取組を要件化
(＝クロスコンプライアンス)

環境にやさしく
生産性も高い農業へ！



新たな環境負荷を生じさせないよう配慮



最低限行うべき取組（例）

☑ 肥料・農薬の使用状況の記録・保存

→ 使用量を把握して次期作に向けた化学肥料・化学農薬の使用量の低減につなげる

☑ 作物の生育や土壌養分に応じた施肥

→ 必要な量のみの施肥を行い、化学肥料の使用量の低減につなげる

☑ 農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止

→ 周辺環境への影響を最低限にする

☑ 電気・燃料の使用状況のこまめな確認、記録・保存

→ 使用量を把握して不必要・非効率なエネルギー消費を防ぐ

最低限行うべき環境負荷低減の取組

○ みどり法第15条に基づく基本方針（令和4年9月15日 農林水産省告示）に位置付けられた、農林漁業に由来する環境負荷低減に総合的に配慮するための基本的な7つの取組を基に、最低限行うべき内容を明確化。

○農林漁業に由来する環境負荷に総合的に配慮するための基本的な7つの取組



適正な施肥

例) ・肥料の使用状況の記録・保存
・作物の生育や土壌養分に応じた施肥 等



適正な防除

・農薬の使用状況の記録・保存
・農薬ラベルの確認・遵守、農薬の飛散防止 等



エネルギーの節減

・電気・燃料の使用状況の記録・保存 等



悪臭・害虫の発生防止

・家畜排せつ物の適正な管理 等



廃棄物の発生抑制 循環利用・適正処分

・プラスチック製廃棄物の削減や適正処理 等



生物多様性への 悪影響の防止

・病害虫の発生状況に応じた防除の実施 等



環境関係法令の 遵守等

・営農時に必要な法令の遵守
・農作業安全に配慮した作業環境の改善 等

現行のチェックシートの例（経営所得安定対策）

様式第1号A

経営所得安定対策等交付金交付申請書

令和 5 年産

農林水産大臣 殿

「経営所得安定対策等実施要綱(平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知)」を了知した上で、経営所得安定対策等交付金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。また、別紙「交付申請に関する誓約事項」について誓約します。

繼續 新規

① 交付申請者欄	フリガナ		申請年月日		令和5年 月 日	
	氏名又は法人・組織名		生年月日			
	フリガナ		年 月 日			
	代表者氏名 (法人・組織のみ)		☐ 個人 ☐ 集落営農 (株式会社 人) ☐ 法人		☐ 認定農業者 ☐ 認定新規就農者 ☐ 集落営農 (「ゲタ・ナラシ」対象) ☐ 認定なし	
	住所	(〒 -)		電話番号		※連絡のとれる電話番号を記入してください(携帯可)
				法人番号		
	【個人又は法人が記載】			【集落営農が記載】		
	収入保険の加入状況		☐ 加入している ☐ 加入していない		収入保険に加入している農協等の有無 (有の場合、当該農協役員の名を記入)	
	・営農開始・法人設立からの期間	2年以上 2年未満	前年の税務申告の状況	青色申告 白色申告	各構成員が申告 (組織として申告なし) 青色申告 白色申告	

※「役作物の直接支払交付金(グタ)」及び「収入減の影響補償和交付金(ナラシ)」に申請される場合は、「認定状況」のいずれか対象者に認定されているか認定されるかが認定を受けることにも必要です。

※収入減額に加入している人又は又は人は、本年度のナラシ申請はできません。

※グタの申請に際しては、収入減補償交付金交付が完了している必要があります。また、グタに申請される場合は、別途提出した「営農計画書等」の「役作物の直接支払交付金(グタ)」の欄に「収入減補償交付金交付完了済」と記載する必要があります。

※営農開始・法人設立から6期及び7期年次の税務申告の状況は、グタ対策における交付単価の決定及びナラシ対策をはじめとする経営所得安定対策等の将来的な取り組みに検討する上での重要な情報となります。

② 交付申請内容						年度の申請のする「しない」欄に○を付けてください※前年度の申請状況は参考です。	
交付金名	畑作物の直接支払交付金(ケタ)の申請				収入減少影響緩和交付金(ナシ)の申請		
令和5年度の申請	する	しない	する		する	しない	
(参考)前年度の申請状況	無				無		
事業名	水田活用の直接支払交付金の申請	コメ新市場開拓等促進事業の申請		畑作物地産形成促進事業の申請		畑地化促進事業の申請	
令和5年度の申請	する	しない	する	しない	する	しない	
(参考)前年度の申請状況	無						

③ 交付対象作物等の確認(該当する欄に○を付けてください)

交付対象作物等	交付対象作物等の 生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の 生産・販売の有無	交付対象作物等	交付対象作物等の 生産・販売の有無
主食用米	ある	食米用	ある	新市場開拓用米	ある
小豆	ない	食米用原料用ばいり	ない	飼料用米	ある
大豆	ある	飼料用米	ある	そば	ある
二条大麦	ある	米物用米	ない	ななめ	ない
六条大麦	ない	WCS用稲	ある	産地交付金等の交付対象作物	ある
はちか麦	ある	加工用米	ある	水田農業収益性増進推進対象作物	ある
大豆	ない				

④ みどりの食料システム戦略について(該当する欄に○を付けてください)

実施している	実施する予定	知っているが未実施	知らない
--------	--------	-----------	------

⑤ 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)

登録済の振込口座			「個人情報の取扱い」に記載された内容について	
変更なし	新規	変更あり	同意する	

⑥ 収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の積立て申出(ナラシ申請者が記載)

産収入減少影響緩和交付金(ナラシ)について、本年8月末までに積立金の積立てを行う旨及び対象農産物ごとの生産予定面積を下記のとおり申し出ます。

※対象農産物ごと、地域等区分(地域別・銘柄別)ごとの生産予定面積を記入してください。
 ※収入保険に加入している構成員のいる集落営農については、当該構成員の分を除いた生産予定面積を記入してください。

[illegible]

⑦ ナラシ積立金の積立コースの意向選択(ナラシ申請者が記載)

該当するものにレ印を記入してください。

なお、今回は意向の確認であり、積立金は実際の納付の際に最終的に選択することになります。

☐	10%の減収に対応した積立金を納付予定	☐	20%の減収に対応した積立金を納付予定
--------------------------	---------------------	--------------------------	---------------------

⑧ 消費税の課税事業者・免税事業者等の状況(ゲタ申請者が記載)

令和5年6月末時点の状況について、該当するものにレ印を記入してください。

免税事業者向け単価を申請する方は、2年前(2期前)の確定申告書等の提出が必要です。

☐	課税事業者（簡易課税事業者含む）	☐	免税事業者	☐	各構成員が申告
--------------------------	------------------	--------------------------	-------	--------------------------	---------

⑨ 環境と調和のとれた農業生産の実施状況(ゲタ・ナラシの申請者が記載)

□	過去1年間の農業経営全体の状況について、環境と調和のとれた農業生産が実行できている。
---	--

⑩ 農地の有効利用の実施状況(バケ-オニシ対象者が記載)

⑩ 農地の有効利用の実施状況(ゲタ・ナラシ対象者が記載)

☐	現在、耕作しておらず、かつ、引き続き耕作しない農地がない。
--------------------------	-------------------------------

環境と調和のとれた農業生産の実施状況に係る確認事項

1 土づくりの励行

土づくりは、環境と調和のとれた農業生産活動の基盤となる技術です。また、土づくりにおける堆肥等の有機物の利用は、循環型社会の形成に資する観点からも重要です。このため、堆肥等の有機物の施用等による土づくりを励行しました。

2 適切で効果的・効率的な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠ですが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼします。このため、都道府県の施肥基準、土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量及び施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行いました。

3 効果的・効率的で適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合には、必要に応じて農薬の使用その他の防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行しました。農薬の使用及び保管は、関係法令に基づき適正に行いました。

4 廃棄物の適正な処理・利用

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は、関係法令に基づき適正に行いました。また、作物残さ等の有機物について利用及び適正な処理に努めました。

5 エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制及び資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥等施設・機械等の使用及び導入に際して、不必要・非効率的なエネルギーの消費をしないよう努めました。

6 新たな知見・情報の収集

環境と調和のとれた農業生産を図るため、作物の生産に伴う環境に対する影響等に関して新たな知見及び適切な対処に必要な情報の収集に努めました。

7 生産に係る情報の保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等に係る記録を保存しました。

○ 例えば、一部の補助事業において、農畜産業の現場で求められる基本的な環境負荷低減の取組をまとめた「みどりのチェックシート」の提出を求めている、これらのチェックシート等を参考に、令和6年度から試行的に実施。

農業：環境保全型農業直接支払交付金等で提出を求めている

【化学農薬の使用量低減】
☐ 農薬の適正な使用・保管
☐ 農薬の使用状況等の記録を保存
☐ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備（健全種子の使用、病害虫の発生源除去等）
☐ 病害虫・雑草の発生状況を把握した上での防除要否及びタイミングの判断（発生予測情報の活用による防除等）
☐ 多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除（物理防除・生物防除の活用等）

【化学肥料の使用量低減】
☐ 肥料の適正な保管
☐ 肥料の使用状況等の記録を保存
☐ 有機物の施用（堆肥や有機質肥料の利用、緑肥・作物残渣のすき込み等）
☐ 作物特性やデータに基づく施肥設計（簡易土壌診断、前作の収量等）

【温室効果ガス・廃棄物の排出削減】
☐ 電気・燃料の使用状況の記録を保存
☐ 温室効果ガスの排出削減に資する技術の導入（省エネに留意した適切な農業機械・装置・車両の使用、農場由来の温室効果ガス削減、ほ場への炭素貯留等）
☐ 廃棄物の削減や適正な処理（プラスチック等の資材の使用量又は排出量削減や廃棄の際の処分の適正化）

【農作業安全】
☐ 農業機械・装置・車両の適切な整備と管理の実施（定期メンテナンス、点検記録作成等）
☐ 農作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）

畜産業：畜産クラスター事業等で提出を求めている

【持続的な畜産物生産に向けた取組への理解】
☐ ① みどりのチェックシートの解説書を用いて自己学習し、チェックの判断基準となる取組内容及び取組に関する重要情報を理解している。

【省エネ、環境法令に応じた対応】
☐ ② 畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー消費をしない。
☐ ③ プラスチック製の廃棄物の削減や適正な処理を行っている。
☐ ④ （※特定事業場の場合）排水処理においては、水質汚濁防止法を遵守している。
☐ ⑤ （※飼育頭数が一定規模以上の場合）家畜排せつ物の管理においては、家畜排せつ物法に基づく管理基準を遵守している。

【GAP、農場HACCP、アニマルウェルフェア】
☐ ⑥ GAP又は農場HACCPについて、認証は取得せずとも、可能な取組から実践している。
☐ ⑦ アニマルウェルフェアについて、「アニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針」等に沿って飼養管理することが求められていることを認識している。

【農作業安全】
☐ ⑧ 機械・装置・車両の適切な整備と管理を実施している。（定期メンテナンス、点検記録作成等）
☐ ⑨ 作業安全に配慮した適正な作業環境への改善（作業方法の改善や危険箇所の表示、保護具の着用、機械・器具の操作方法確認等）を行っている。

【農薬、肥料の取扱い】※飼料生産（委託含む）を行っている場合
☐ ⑩ 農薬の適正な使用・保管を行っている。
☐ ⑪ 農薬の使用状況等の記録を保存している。
☐ ⑫ 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件（作期の移動、品種の選択、発生状況の把握等）を整備している。
☐ ⑬ 肥料・堆肥の使用状況等の記録を保存している。

【遺伝資源保護】※和牛生産を行っている場合
☐ ⑭ 家畜改良増殖法及び家畜遺伝資源に係る不正競争防止に関する法律を遵守している。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(１) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	肥料の適正な保管	☐
②	☐	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	☐	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	☐	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	申請時 (します)	(２) 適正な防除	報告時 (しました)
⑤	☐	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	☐	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	☐	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	☐	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	申請時 (します)	(３) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	☐	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(４) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(５) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	申請時 (します)	(６) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	☐	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の可否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	☐	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(７) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	☐	関係法令の遵守	☐
⑱	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	☐	※飼料生産を行う場合（該当しない ☐ ） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	☐	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	☐	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない ☐ ） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	☐	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	☐	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（林業事業者向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※種苗生産を行う場合（該当しない ☐ ） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	☐	※農薬を使用する場合（該当しない ☐ ） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑤	☐	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑥	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑧	☐	廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	未利用材の有効活用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、 施業等）に努める	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑭	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（漁業経営体向け）

Ver1.0

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の適正な保管	☐
②	☐	※藻場の維持管理等のための施肥を行う場合 (該当しない ☐) 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
③	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 水産用医薬品の適正な使用	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
④	☐	漁船・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・ 保存に努める	☐
⑤	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 生餌給餌から配合飼料への転換もしくは給餌効 率の向上等による給餌量削減を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※資源管理協定を締結している場合 (該当しない ☐) 資源管理協定の遵守	☐
⑩	☐	※養殖を行う場合 (該当しない ☐) 人工種苗生産技術が確立した魚種について、人工 種苗使用を検討	☐
⑪	☐	※漁場改善計画を策定している場合 (該当しない ☐) 漁場改善計画の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	漁船等の装置・機材の適切な整備と管理の実施 に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注 ※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異なる場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討	☐
	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲)	☐
	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	工場・倉庫・車両等の電気・燃料の使用状況 の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしないように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐
	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	※と畜場でない場合（と畜場である ☐ ） 食品ロスの削減に努める	☐
⑧	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑨	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑪	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐
	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑫	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑬	☐	関係法令の遵守	☐
⑭	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑮	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑯	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

注1 (5) ⑦については、と畜場の場合には☐にチェックして
ください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは
不要です。

注2 (6) ⑩、(6) ⑪、(7) ⑮の※の記載内容に「該当し
ない」場合には☐にチェックしてください。この場合、当該項
目の申請時・報告時のチェックは不要です。

◆ 上記はひな形であり、各事業によりチェックする取組は異な
る場合があるため、各事業の要綱・要領などでご確認ください。

	申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
①	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	☐

	申請時 (します)	(2) 適正な防除	報告時 (しました)
②	☐	※農産物等の調達を行う場合（該当しない ☐ ） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	☐

	申請時 (します)	(3) エネルギーの節減	報告時 (しました)
③	☐	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用 状況の記録・保存に努める	☐
④	☐	省エネを意識し、不必要・非効率なエネル ギー消費をしない（照明、空調、ウォームビ ズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用 等）ように努める	☐
⑤	☐	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達 を検討	☐

	申請時 (します)	(4) 悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑥	☐	※肥料・飼料等の製造を行う場合（該当しない ☐ ） 悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	申請時 (します)	(5) 廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑦	☐	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐
⑧	☐	資源の再利用を検討	☐

	申請時 (します)	(6) 生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑨	☐	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施 する場合（該当しない ☐ ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	☐
⑩	☐	※特定事業場である場合（該当しない ☐ ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	申請時 (します)	(7) 環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	☐	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	☐	関係法令の遵守	☐
⑬	☐	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努 める	☐
⑭	☐	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない ☐ ） 機械等の適切な整備と管理に努める	☐
⑮	☐	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減のクロスコンプライアンスの実施方法（イメージ）

- チェックシートを用いて、①事業申請時に取り組む内容をチェックして提出、②事業報告時に実際に取り組んだ内容をチェックして提出、③報告検査時等に抽出方式で報告内容の確認を行う。
- 令和6年度から①事業申請時のチェックシート提出に限定して試行的に実施。令和9年度を目標に本格実施。

①事業申請時（申請書等※の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	肥料を適正に保管	☐
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐



事業申請時に、各項目を読み、事業期間中に取り組む（します）内容を確認し、チェックを付けて提出。
（該当する項目は全てチェック）

試行実施：R6年度～

②報告時（報告書等の一部として提出）

申請時 (します)	(1) 適正な施肥	報告時 (しました)
☒	肥料を適正に保管	☒
☒	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☒
☒	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☒
☒	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☒



報告時に、実際に取り組んだ(しました)内容にチェックを付けて提出。
（該当する項目は全てチェック）

詳細を検討後、試行実施：R7年度～

③報告内容の確認

国や自治体等が、完了検査等の際に報告内容の聞き取り等により確認。

受益農家の抽出や事後確認実施の頻度等を検討。

※物品・役務（委託事業を含む）の調達や公共事業関係（農業農村整備事業等）については、チェックシートの内容を仕様書等に反映して実施。

クロスコンプライアンスの現場への円滑な導入

現場がクロスコンプライアンスの取組を円滑に導入できるよう

- 環境負荷低減のチェックシートに記載のある各種取組内容については、解説書により、具体的な取組内容を明示
- 現場でクロスコンプライアンスに取り組む者の負担が増大しないよう、事業申請時や報告時、事後確認時において、手続のワンストップ化や様式の簡素化等による事務負担軽減を実施。

【環境負荷低減のクロスコンプライアンスのチェックシート解説書】

各チェックシートにおいて、取り組むことが必要とされている環境負荷低減に資する最低限の取組について、現場の農業者等が具体的に何を行えばよいかが明確にわかるよう、解説書により取組内容を明示。



☒ **ここをチェック！**
チェックシートの各項目について、判断基準となる取組例をご紹介します。
判断基準となる取組例が複数ある項目は、いずれか1つ以上実践していればチェックしましょう。

(1) 適正な施肥

取組のポイント

- 必要な時期に、必要な量だけ施肥を行うことで、栄養分の流出や温室効果ガスの排出を削減するとともに、施肥のコスト削減につながります。
- 地域の有機物を活用することで、化学肥料の生産・流通由来の温室効果ガスの排出削減にもつながります。

〈判断基準となる取組例〉

☐ ① 肥料の適正な保管

- 肥料を直射日光や雨のあたらない場所に保管する。
- 保管場所を定期的に清掃する。
- 肥料を地面に直置きしない。
- 肥料袋に傷みがないか確認する。

☐ ② 肥料の使用状況等の記録・保存に努める

- 肥料の使用状況を記録し、保存するように努める。
- 記録の担当者・責任者を決めるように努める。

☐ ③ 作物特性やデータに基づく施肥設計の検討

- 作物の生育状況に基づく施肥設計を検討する。
- 前作の収量等に基づく施肥設計を検討する。
- 土壌診断（EC、pH等の簡易測定を含む）に基づく施肥設計を検討する。

☐ ④ 有機物の適正な施用の検討による土づくりを検討

- 堆肥や有機質肥料、緑肥等を土づくりに活用することを検討する。
- 作物残さ等のすき込みによる土づくりを検討する。
（病害虫の発生源となる場合は除く）

◀ 解説書の表紙と内容のイメージ

解説書やQAは、
農水省HPの
「環境負荷低減の
クロスコンプライアンス」
ページに掲載。



<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/kurokon.html>

お問い合わせ先

農林水産省大臣官房みどりの食料システム戦略グループ

代表：03-3502-8111（内線3292）

ダイヤルイン：03-3502-8056

H P： <https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/index.html>

みどりの食料システム戦略
トップページ



みどりの食料システム戦略



みどりの食料システム法
トップページ



みどりの食料システム戦略
説明動画ページ

